# 労働協約

株式会社三重県農協情報センター(以下会社と称する)と三重県農協情報センター労働組合(以下組合と称する)とは、この協約を結び双方互いに誠意をもって、これを遵守することを確約する。

# 第1章 総則

(目的)

第 1条 本協約の目的は、会社と組合双方が互いの立場を尊重し、双方の協力により公正な労働 条件を確立し、社業の健全な発展と従業員の生活安定および地位の向上をはかることにあ る。

(経営権と労働権)

第 2条 組合は会社の経営権を尊重し、この協約に定める以外の経営権がすべて会社の責任と権 限において行われることを認める。

会社は組合の労働権(団結権および団体交渉その他法的団体行動をする権利)を尊重し、法に定める正当な権利を認める。

(協約適用範囲)

第 3条 この協約は当事者である会社と組合および従業員である組合員に限り適用する。 (組合員の範囲とショップ制)

- 第 4条 会社の従業員は組合員でなければならない。ただし、次の各号に該当する者は組合に加入できない。
  - (1) センター長、部長、副部長、主幹、参与、審議役、考査役
  - (2) 嘱託社員、試雇社員、雇員、パートタイム社員
  - (3) その他会社と組合が協議して決めた者

(不利益取扱)

第 5条 会社は組合員に対し組合員であることおよび協約による組合活動をしたことを理由に不 利益な取扱いをしない。

# 第2章 組合活動

(組合活動の自由)

第 6条 会社は組合員の組合活動について、この協約に定められた条項に違反しない限りその自由を認める。

(組合活動の時間)

- 第 7条 組合員の組合活動は原則として就業時間外に限る。ただし、次の各号に該当する場合は 就業時間中でもこれを行うことができる。
  - (1)会社と組合の双方が協議の上開催する各種の会合
  - (2)組合の役員が団体交渉に参加する場合
  - (3)組合員が日常の苦情処理のため会社と協議する場合
  - (4) その他組合から申入れがあり会社が許可した場合
  - 2 前項各号の場合に限り会社はその時間の賃金を支払う。ただし、時間外賃金は支払わない。
  - 3 組合員が第1項ただし書の組合活動を行うため職場から離れる場合は、予め所属長に届

出るものとする。なお、第1項ただし書、第4号の会社の許可を受ける場合は、組合は会社に対して事前(48時間前)に、その目的、会議または行事の種類、参加人員および日時、場所、所要時間、就業時間内を必要とする事由を記載した文書を提出する。

#### (通知義務)

- 第 8条 組合は次の一つに該当する場合は、7日以内に文書をもって会社に通知する。
  - (1) 規約および同付属規程等を改廃したとき
  - (2)役員に異動があったとき
  - (3)上部団体に加入し、または脱退したとき
  - (4) その他前各号に準ずる重要事項があったとき

(会社施設その他の利用)

第 9条 組合が組合活動のため建物、備品等会社の施設その他を利用するときは、その都度会社 の許可を必要とする。

(組合事務所、掲示板)

第10条 組合は会社の許可を得て、会社の適当と認める場所に組合利用に供する事務所および掲 示板を設置することができる。

# 第3章 経営協議会

(目的)

第11条 会社と組合とは、この協約を円滑に運営するため、経営協議会(以下協議会という)を 設ける。

(構成ならびに運営の細則)

- 第12条 協議会の委員は、会社の役員および組合員でない従業員のうちで社長の指命する者と、 組合が組合員より選出した者をもって構成する。ただし、構成人員は会社側4名以内、組 合側4名以内とする。
  - 2 本協議会は議事進行を図るため議長を置く。議長はその都度会社側委員の中から互選する。

### (協議事項)

- 第13条 協議会の付議事項は、次のとおりとする。
  - (1)給与その他労働条件に関する事項
  - (2)福利厚生、安全衛生および災害補償に関する事項
  - (3)組合員の解雇に関する事項
  - (4) 賞罰の基準に関する事項
  - (5)組合員の派遣、出向に関する事項
  - (6) 契約の改訂に関する事項
  - (7)紛争に関する事項
  - (8) 営業状況に関する事項
  - (9) 苦情処理に関する事項
  - (10) その他会社および組合が必要と認めた事項

(不調の取扱)

第14条 前条の付議事項について協議が整わなかった場合は、団体交渉に付議する。 (機密保持)

- 第15条 委員は協議会において知り得た、会社または個人の秘密事項を漏らしてはならない。 (苦情)
- 第16条 苦情とはこの協約および会社内に効力を有する諸規程、規則の解釈適用、違反その他日々 の就業に付随して起こる労働条件に関する異議をいう。

(苦情の申立方法)

第17条 苦情の申立ては書面または口頭をもってする。

(成立の条件)

- 第18条 協議会は会社または組合の何れか一方の要求により開催する。その議題は議案提出者側から文書をもって通知し、相手方は提出から原則として7日以内に応ずる。
  - 2 協議会は双方の委員の半数以上が出席したときに成立する。

(決定記録)

第19条 協議決定の方法は、会社、組合双方の意見の一致をもってする。協議会において協議決定した事項中、会社、組合双方が必要と認めたものはこれを記録し、双方の代表者が記名押印の上各1通を保有する。

### 第4章 団体交渉

(順則)

- 第20条 会社と組合間の団体交渉は信義、誠実の原則に基づき平和的に行うものとする。 (交渉方式および委員)
- 第21条 団体交渉は交渉委員において行うものとし、会社組合とも6名以内とする。 会社側の委員は会社役員または非組合員である従業員の中から会社が任命した者とし、組 合側の交渉委員は組合員の中から組合が選任した者に限る。

(交渉事項)

- 第22条 団体交渉事項は次のものとし、それ以外は交渉の対象としない。
  - (1)第13条付議事項により協議したものにして妥結しない事項
  - (2) その他会社、組合双方が交渉することを必要と認めた事項

(交渉手続)

第23条 会社または組合が団体交渉を行おうとするときは、予め文書をもって相手方に通告するとともに、交渉の日時、場所、交渉事項の概要、交渉委員その他必要事項について取決めを行う。ただし、緊急やむを得ない事情があるときで会社、組合の取決めによって手続を省略することができる。

(記録)

第24条 団体交渉で決定した事項はこれを記録し、双方の代表者が記名押印の上各一通を保有する。当事者双方が必要と認めたものはこの協約の一部とすることができる。

# 第5章 平和義務、平和条項

(順則)

第25条 会社および組合は、紛争については双方誠意をつくして平和的解決のため万全の努力を 払うものとし、団体交渉において解決されなかった場合の外争議行為は行わない。 (平和努力)

第26条 会社と組合との間に紛争が生じたときは、協議会を活用して、平和的方法により迅速かつ公平に処理し、紛争がやむを得ない事情により争議行為を伴うときも、双方解決のため最善の努力を払うものとする。

(地労委)

第27条 団体交渉開始の日から1週間以上交渉を継続してもなお解決できない場合は、会社または組合の何れか一方より管轄の地方労働委員会に斡旋または調停を申請することができる。 2 会社または組合は前項の申請に際し、予め相手方に書面により通知するものとする。通

知を受けた相手方はこれに応じなければならない。

3 斡旋または調停の手続中および斡旋案または調停案提示の日から3日以上経過した後でなければ、会社、組合双方とも一切の争議行為を行わない。

(争議予告)

- 第28条 会社または組合が争議行為を行おうとするときは争議行為を開始する日時を指定し、その指定した日時から48時間以前に文書をもって相手方に予告しなければならない。
  - (争議不参加者)
- 第29条 組合は争議行為中であっても会社と協議して決定した組合員は争議行為に参加させない。 (遵守事項)
- 第30条 会社および組合は争議中次の事項を遵守すること。
  - (1)機械、設備等の安全保持に相互留意すること。
  - (2) 非常事態発生の場合は協力してその収拾に努力すること。

(不就業分賃金)

第31条 会社は組合の争議行為に基づく組合員の不就業、もしくは会社の指示命令に服さない組合員の就業に対しては賃金を支払わない。

(違反追及)

第32条 会社または組合の一方がこの協約に定める条項に違反して争議行為を行った場合は、当事者の一方は相手方に対して損害賠償の請求をすることができる。

# 第6章 就業

(就業)

第33条 従業員の就業については会社が組合と協議して定めた就業規則による。

### 第7章 賃金

(賃金)

第34条 賃金については会社が組合と協議して定めた給与規程による。

(賃金よりの控除)

- 第35条 法令に定められるもののほか、次の各号のものは賃金より控除することができる。
  - (1) 労働組合費
  - (2) その他組合と協定したもの

# 第8章 退職給与

(退職給与)

第36条 退職給与の支給については会社が組合と協議して定めた退職給与規程による。

#### 第9章 旅費

(旅費)

第37条 旅費の支給については会社が組合と協議して定めた旅費規程による。

# 第10章 効力および有効期間

(追加協約)

第38条 会社および組合がこの協約につき新たに協議決定した事項は成文化して追加協約とする。

(優先性)

- 第39条 この協約施行のとき現に効力を有する事項にしてこの協約に抵触するものはすべて効力を失う。ただし、協議が整っていない現行の制度、規程等についてはこの限りでない。 (有効期間)
- 第40条 この協約の有効期間は定めない。
  - 2 この協約を解約しようとするときは、会社、組合双方が事前協議の上、労働組合法第1 5条第3項および第4項の定めるところにより、当事者の一方が解約しようとする日の少なくとも90日前に署名または記名押印した文書によって相手方に予告しなければならない。

(協約の疑義)

第41条 この協約の解釈および適用に関して疑義が生じたときは協議会に付議する。

以上の協約の証として本協約書を作成し、それぞれ記名押印のうえ会社および組合において各一通を保有する。

平成24年 7月 1日

株式会社三重県農協情報センター 代表取締役社長 奥野 長衛

三重県農協情報センター労働組合 執行委員長 久世 和司